健康保険 被保険者資格喪失届 (9月分)(正)

2部提出

被保険者証記号 (最大4ケタ)	

【ご注意】 資格喪失日が異なる場合は、届を月毎に分けて作成してください。 MGR 担当者 CPU処理

1004

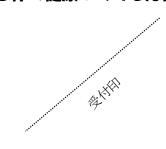
※ 退職者およびその扶養家族の保険証を添付してください

	※ 返職名わよ	いての伏後多族の	体映証を修りし						
被保険者証	氏名(漢字	9文字以内)	生 年	· 月 日		日を記入してくだ			
番 号	フリガナ	フリガナ	性 元 年		哉日・死亡日 の翌日)	退職日 (和 暦)		資格喪失原因 該当を○で囲む)	
(最大6ケタ)	姓	名	号		和 曆)) 1 HM	XIEO (MB)	
	ケンポ	タロウ	男昭	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			千円	退職)	
123457	<i>l</i> 7++- <i>l</i> □	→ 白ワ	\mathcal{V} \mathcal{V} \mathcal{V} \mathcal{V} \mathcal{V}	1 1 0 5 0 1	0901	0 1 0 8 3 1	400	死 亡	
	健保	太郎	女平				400	の他()	
	添付)		 						
保険証返納 (該当を○で囲む)	紛 失 一	→ 紛失届 添付		備 考 (該当を○で囲む) 資格喪失証明書 要 ・ 不要					
(M) 20 (M8)	遅 延 一	令和 年 月	日返納予定						
123668	サトウ	カズコ	男 昭		/		千円	退職	
	佐藤	和子	$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$	0.512.410.1	<u>0.9 0.1</u>	0.110.813.1		死 亡	
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	女 平			加入する場合は、			
保険証返納 (該当を○で囲む)	添付			・当組合の任意		する場合は、不要	に〇印を付けて	ください。	
	粉失	一 紛失届 添付			(該当を○で囲む) 資格喪失証明書 安 (不安				
	(遅 延)→	→ 令和 1年 9月 15	日返納予定	: 1 : 1 :	: :		千円	退 職	
		\	男昭				111		
			· · ·						
	保険証の返納が遅れる場合は、必ず返納予定日を記入してください。								
保険証返納 (該当を○で囲む)	你们				備考察性表現表更不更				
	粉 失 - 遅 延 -	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	日返納予定	(該当を○で囲む)	資格喪失証明書 要 • 不要				
			1	1 1 1 1			千円	退 職	
			男田					死亡	
			女平				7.4	,	
	35 / L						£0	の他()	
保険証返納 (該当を○で囲む)	添 付 紛 失 =	→ 紛失届 添付		備考	資格喪失	証明書 要	不要		
	選 延 一	初天庙 你们令和 年 月	日返納予定	(該当を○で囲む)	貝俗喪大	证 方 安	一个安		
	~ ~	12.41H 1 23					千円	退職	
			男昭					死 亡	
			女平						
	添 付					□ 日付の記入	、漏れにご注意くだ	さざい。	
保険証返納	紛			備考	資格喪失	証明書 要	· 木要		
(該当を○で囲む)	_遅 この	欄は事業主が記		当を○で囲む)	· 東田以入				
	(出向	者は、出向元の事	業所となります)			令和 1年	9月 4日	
// XX- +** -+*			1						

《注意事項》

- 1. 資格喪失日は、退職日・死亡日の翌日となります。
- 2. 標準報酬月額は、退職時の額を記入ください。
- 3. 「保険証返納」欄の遅延分を後日送付する際は、必ずすの届のコピーを添付してください。

事業所名称 (株JTB 在 所・電 話 東京都品川区東品川2-3-11, JTBビル4階 版:03-5796-5903 事業主氏名 代表取締役 ○○○○ 担当者氏名 総務部 ○○○○ JTB内線 内線: 4000 ジェイティービー健康保険組合心と体の健康づくりを応援します



ア、この通知書のことでわからないことがあるときは当健康保険組合へお尋ねください。施行日(平成28年4月1日)以降に決定した処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取り消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に健康候組合を被告として提起することができます。(但し、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。イこの通知書を受け取ったら、速やかに確認された資格取得年月日及び決定された標準報酬を、それぞれの被保険者に通知してください。